

公立大学法人長野大学が行う出資等に係る不要財産の納付に関する意見について

1 趣旨

公立大学法人長野大学は、令和8年7月竣工予定の新棟建設等の整備に伴い既存校舎の建物登記と現況の照合を行ったところ、上田市から出資した財産の一部が不要となるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項の規定に基づき、同大学から不要財産の納付の認可について申請がありました。

上田市長が認可するにあたり、同条第5項の規定に基づき、上田市公立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされていることから、委員の皆様にお諮りするものです。

○ 地方独立行政法人法（妙）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 出資等に係る不要財産の概要

建物（7号館の一部（ボイラー室））

※不要財産の詳細は、別紙のとおり

3 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる理由

7号館を大学院棟として使用するため、令和2年に大規模改修を実施した際、空調をボイラーによる全館空調からガス空調に変更するとともに、4号館につながる渡廊下を設置するためボイラー室の取壊しを行ったことから、定款上記載されているボイラー室が不要となるため

4 納付の相手方 上田市

5 申請書 資料2のとおり

6 今後のスケジュール

5月 令和8年度第1回上田市公立大学法人評価委員会（書面会議）

令和8年6月市議会定例会に議案上程

・不要財産納付の認可

7月 長野県へ定款変更の認可申請

長野県より定款変更の認可

・定款の変更

【不要財産の明細】

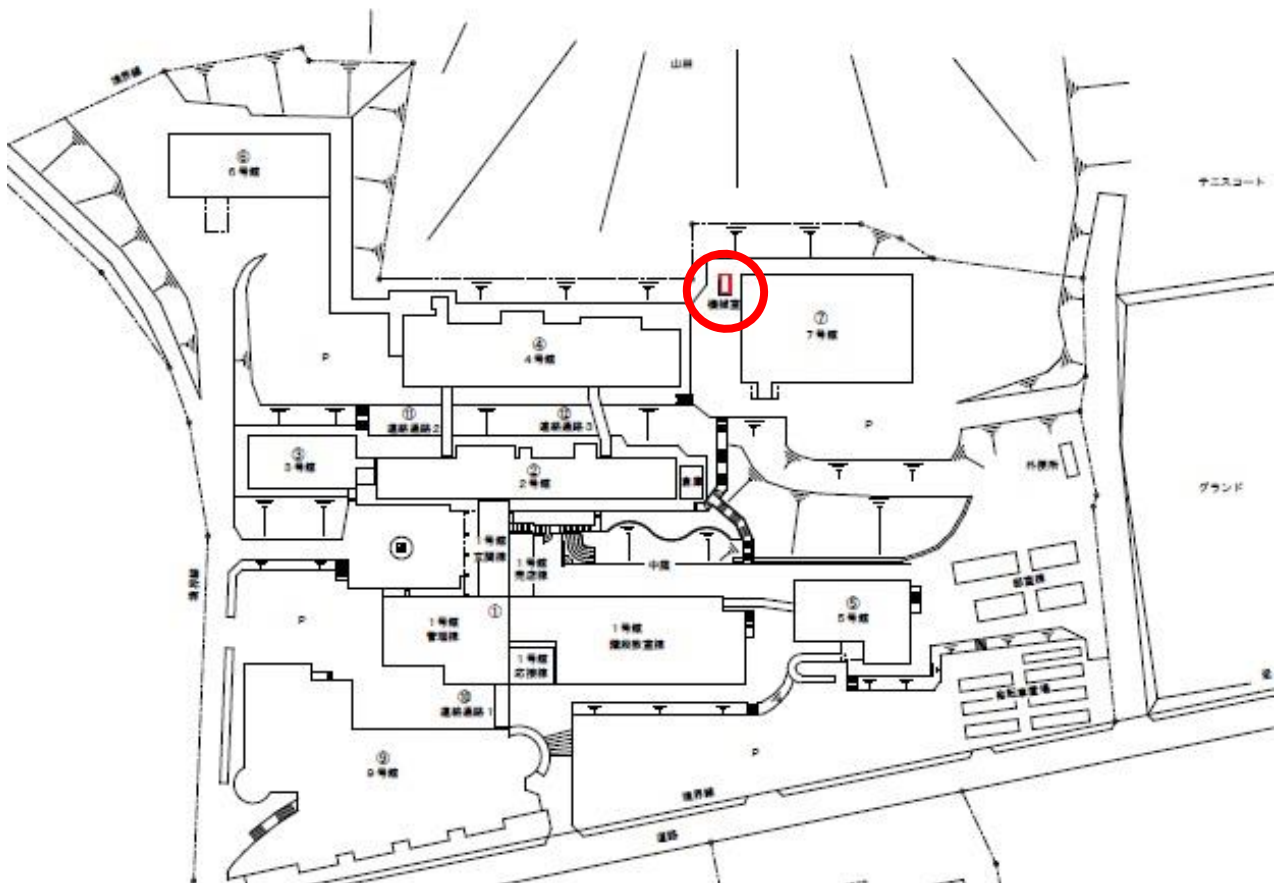
- 1 建物（7号館の一部（ボイラー室））所在地：上田市下之郷乙 658 番地ほか
 構造：コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

| 資産の種類別名称 | 延床面積[m ²] | 取得の日における帳簿価格[円] | 申請の日における帳簿価格[円] | 不要財産の取得に係る出資又は支出の額[円] | その他の内容 | 納付予定時期 |
|--------------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|--------|--------|
| 7号館 ボイラー室 | 11.35 | 269,140 | 106,848 | 269,140 | 現物出資 | 令和8年7月 |

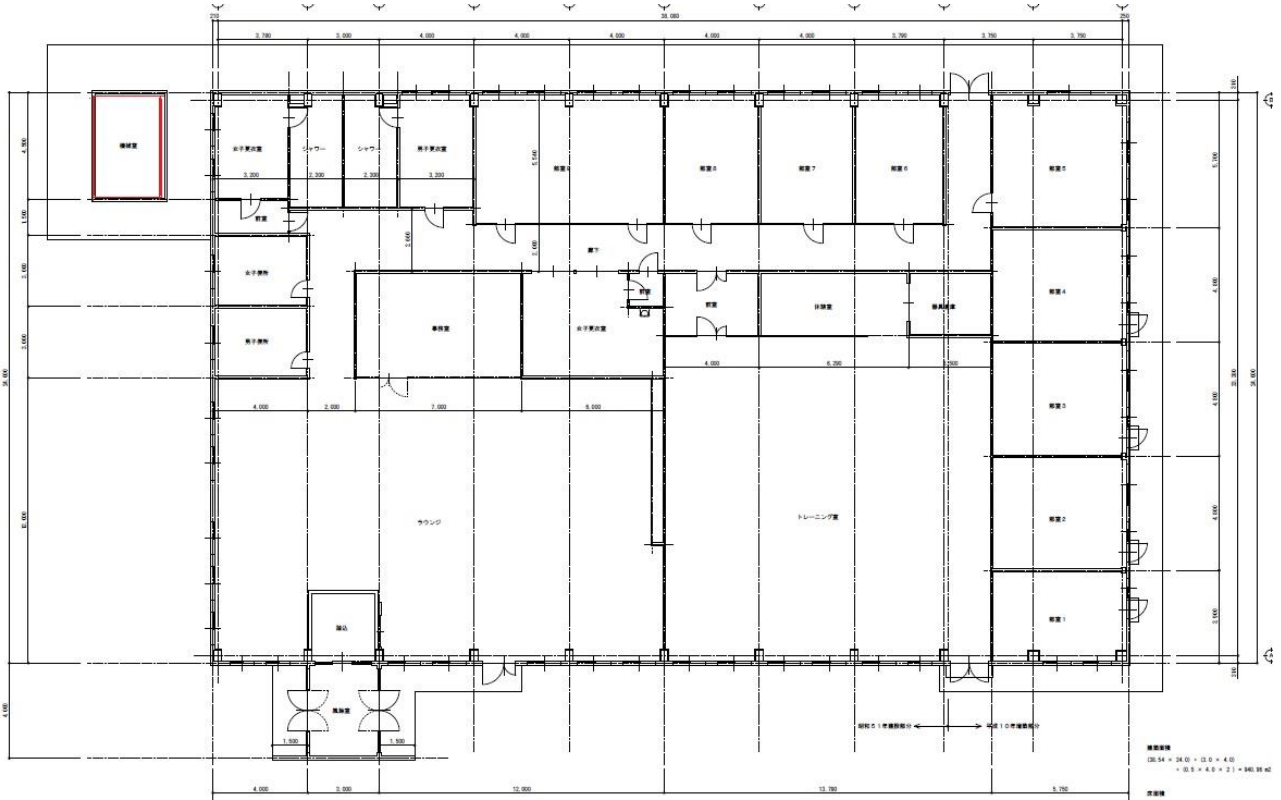
(参考)

| 校舎 7号館 | 延床面積[m ²] | 取得の日における帳簿価格[円] | 申請の日における帳簿価格[円] | 財産の取得に係る出資又は支出の額[円] |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 現行 | 767.35 | 18,196,000 | 7,223,812 | 18,196,000 |
| 変更後 | 756 (▲11.35) | 17,926,860 | 7,116,964 | 17,926,860 |

全体配置図



○7号館改築時に取壊したボイラー室について、市に不要財産として納付するもの
 (赤枠部分が取壊し箇所：11.35 m²)



参考) ボイラー室取り壊し・改修後の状況

※増築した渡廊下は、大学予算で建設したため、出資財産の対象としない。

